

保護者の皆様へ

東海大学附属熊本星翔高等学校
校長 田中義浩

受診状況証明書について

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本校では、感染症やその他の疾病に罹患し学校を欠席した場合、証明書を提出していただく場合がございます。下記の通り 2 種類ございますので、ご確認ください。

なお、文書作成にかかる費用は医療機関により異なります。また、その費用は保護者の方に負担していただきますことを申し添えます。

記

1. 受診状況証明書（様式 1）

学校保健安全法により定められた「学校で予防すべき感染症」に罹患した場合に提出してください。「学校で予防すべき感染症」は、次ページに掲載しております。

2. 受診状況証明書（様式 2）

1 以外の疾病に罹患した場合に提出してください。主に定期試験を欠席した場合に必要です。

※各証明書提出の流れは、学級担任から書類を受け取り、医療機関にて作成していただいた後、学級担任に提出となります。

※証明書の作成を医療機関に依頼される際は、「医療機関関係者の皆様へ」「受診状況証明書（様式 1・2 のいずれか）」をご持参ください。

※「医療機関関係者の皆様へ」「受診状況証明書（様式 1・2）」は本校ホームページに掲載しております。そこからダウンロードして使用していただくこともできます。

以上

お問い合わせ先 東海大学附属熊本星翔高等学校 〒862-0970 熊本市東区渡鹿 9 丁目 1 番 1 号 TEL 096-382-1146 FAX 096-385-2161 担当 養護教諭 藤本まゆみ

【学校で予防すべき感染症一覧】

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 <u>重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ※1、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症</u>	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症※1	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで

※1 詳細については、学校保健安全法施行規則第18条参照